

この号の内容

- 1 ご挨拶
- 2 新体制紹介
- 3 自治体短信

今後の予定

福祉事務所長研修

6月23日(水)～25日(金)

会場：オンライン

都道府県研修に係る担当者研修(前期)

6月24日(木) 13時30分～16時

会場：ZoomによるWEB会議

就任のご挨拶

令和3年4月1日付けで地域福祉課長に着任した田仲教泰です。

令和2年春以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活に困窮される方々の生活に大きな影響を与えました。そうした中進められてきた自治体、自立相談支援機関による相談支援、社会福祉協議会における緊急小口資金等の特例貸付の実施、住居確保給付金等によるすまいの確保等は、生活困窮者の方々の生活の支えに大きな役割を果たしてきました。関係者の皆様のご努力に心より感謝申し上げます。

一方、本年度も、4月25日から3回目となる緊急事態宣言が適用される等、新型コロナウイルス感染症の拡大は予断を許さない状況であり、今後とも、生活困窮者へのより一層の支援を継続していく必要があります。国としても、自立相談支援機関の体制強化や、労働分野等他分野との連携が図られ、切れ目のない支援がしっかりと行われるよう、取り組んで参りたいと思います。

また、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備等を目的として、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が、令和3年4月1日から施行されました。

この事業は、生活の中で困難や生きづらさを抱えるすべての人々を対象とするものであり、本事業が円滑に機能するよう、市町村におかれては、事業の実施に向けた部局横断の連携体制の構築や実施計画の策定を進めていただくとともに、都道府県におかれては、市町村の創意工夫ある取組を支援いただくなど、積極的な対応をお願いいたします。

地域福祉課に勤務するのは、通算4回目になりますが、自治体の皆様、現場の皆様と一緒に、この困難な局面を乗り切っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いたします。

令和3年6月11日

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課長 田仲 教泰



室長の挨拶



皆さんはじめまして。昨年8月に生活困窮者自立支援室長を拝命しました唐木啓介（からきけいすけ）です。

新型コロナウイルス感染症対応等のため、令和2年1月号を最後に、生活困窮者自立支援制度ニュースレターの発刊が滞っていたこと、私からのご挨拶が遅くなってしまったことをお許しく下さい。

本年4月1日から、新たな仲間を迎え、生活困窮者自立支援室も新体制となったことを契機に、ニュースレターの発刊を再開しました。従前と同様に、生活困窮者自立支援制度の最新の動き、自治体短信による自治体の取組等を、タイムリーに皆様にお伝えしていきたいと考えております。

さて、生活困窮者自立支援制度は、平成22年のリーマンショックを契機に、生活困窮者の支援のため、地域で行われてきた様々な実践を制度化し、成立した制度です。私も当時、内閣府に出向しており、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームの立ち上げに関わり、生活困窮者自立支援制度の前身となるパーソナル・サポート・サービスの議論を伺っていました。

制度創設後も、自治体の創意工夫あふれる取組や、実践で得られた発見や学びを取り入れた制度改正が行われ、発展してきました。

そうした中、昨年春以降、日本を襲った新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活困窮者の方に、制度創設のきっかけとなったリーマンショック以上の大きなインパクトを与えました。また感染も長期化しており、本年度も、4月25日から3回目となる緊急事態宣言が適用される等、新型コロナウイルス感染症の拡大は予断を許さない状

況です。

特に、今回の感染拡大で大きな影響を受けたのは、女性、非正規労働者、飲食業・宿泊業といった分野で就労している方々です。また、自営業者、フリーランス、学生、在留外国人等といった方々の中にも、生活困窮状態に陥った方々がいたことを忘れてはなりません。「新たな生活困難層」とも言うべき方々に、どのように支援を届けていくか、といったことは、大きな課題となっています。

こうした中、

- ① 自立相談支援機関の相談件数は、令和元年度の24.8万件から令和2年度は74.5万件に、
 - ② 社会福祉協議会における緊急小口資金等の特別貸付は、令和元年度の約1万件から令和2年度は約189.2万件に、
 - ③ 住居確保給付金の支給は、令和元年度の約4千件から、令和2年度は13.4万件に、
- 大幅に増加しました。これらの取組が、生活困窮者の方々の生活の下支えに大きな役割を果たしてきたことは間違いありません。業務が逼迫する中で、生活困窮者の方を救おうと、日々奮闘された関係者の皆様のご尽力・ご努力に心より感謝申し上げます。

こうした感染拡大を通して見えてきた課題、「新たな生活困難層」をどのように支援していくかについては、本年度後半から、従来からの課題と併せて、次期制度改正に向けた議論を始めていきたいと思っております。

また、本年4月から、地域共生社会推進のための改正社会福祉法が施行されました。「断らない相談」「伴走型支援」「個別支援を通じた地域づくり」など、生活困窮者自立支援制度がこれまで掲げてきた理念を福祉制度全体に広がることになります。生活困窮者自立支援の実践への期待は更に大きなものになっていきます。

まさに今こそ、制度創設以来、生活困窮者自立支援制度の真価が試される、その時であると感じています。皆さんと一緒にこの困難を乗り越えていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

新体制紹介

前列の左から、

加藤浩一（相談支援係長）
衣川敬（課長補佐）
唐木啓介（室長）
加藤豪俊（居住支援係長）
國信綾希（室長補佐）

中列の左から

藤村日向子（法令係）
新谷華加（法令係）
中間あやみ（企画調整専門官）
木下大輔（相談支援係）
山下玲香（就労支援係）



後列の左から

与那嶺一貴（法令係）
米沢秀典（室長補佐）
佐藤公治（就労支援専門官）
阿部佳之（就労支援係長）
余語卓人（室長補佐）
菅原太伍（法令係）
太田宏美（相談支援係）
濱島章（室長補佐）

加藤 浩一（かとう こういち） 4月から相談支援係長として参りました。これまで福祉事務所でのケースワーカーの経験や、厚労省での生活保護の運用等を担当して参りました。生活困窮者自立支援制度は、行政だけでなく、様々な関係者とのつながりが重要と思いますので、現場第一で皆さんとよりよい制度にしていきたいと思ひます。

衣川 敬（きぬがわ たかし） 令和2年1月に着任し、新型コロナウイルス感染症対応に携わってきました。感染拡大、経済への影響が一体どこまで続くのか全くわからない中で、現場の皆様には累次の急な制度改正等にも迅速に御対応いただき、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

加藤 豪俊（かとう たけとし） 令和3年4月より国土交通省住宅局からまいりました。これまでは安全な住宅・建築物の形成を通じた住まいづくりを目指して仕事をしてきたため、初めてのことはばかりですが、人々の暮らしを豊かにしたいという想いは一緒だと思いますので、精一杯、皆様と仕事していけたらと思ひます。

國信 綾希（くにのぶ あき） この1年、コロナ禍で先の見えない不安の中、生活困窮者支援の最前線で奮闘いただき、感謝の気持ちです。そして今、若者、フリーランス、女性と格差が浮き彫りになってきています。顕在化したニーズを埋め戻すことなく、確実に捉え、いかなる手を打っていいか、みなさんと考えていきたいです。

藤村 日向子（ふじむら ひなこ） 令和2年入省、総務課を経て、令和3年2月から生活困窮者自立支援室で法令を担当しております。勉強しながらの毎日ですが、現場では何が求められているのか、何度でも考えて業務に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

新谷 華加（しんたに はるか） 令和3年4月より入省し、生活困窮者自立支援室で皆様とお仕事をさせて頂いております。まだまだ力不足ですが、少しでもより良い支援を作っていくことの一端を担えるように、日々勉強し、業務に取り組んでいきたいと思ひます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

中間 あやみ（なかま あやみ） 鹿児島市出身。4月から自立支援企画調整専門官に着任し、地域共生社会推進室も併任しています。人が人を支える仕組みである本制度の理念を大切に、現場の皆さんの声を法改正にも反映できるようにしたいと思ひています。研修等を通して皆さんにお会いできることを楽しみにしています。

木下 大輔（きのした だいすけ） 令和3年4月より三重県鳥羽市からまいりました。福祉の分野は初めてで、これまで観光や移住の仕事をしておりましたが、日々の業務や皆さまとのやりとりを通じて福祉の面白さを感じる毎日を過ごしています。今後ともよろしくお願いいたします。

山下 玲香（やました れいか）令和3年4月より福岡県大牟田市からまいりました。生活困窮者自立支援室では主に就労支援を担当しています。これから皆さまのお声を聞きながら、精一杯業務に取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

与那嶺 一貴（よなみね かずき）令和2年4月より滋賀県草津市からまいりました。福祉分野は初めての経験で、困窮者支援の現場での取組など日々勉強させていただいております。皆さまと共に生活困窮者自立支援制度がより良い制度になるよう、業務に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

米沢 秀典（よねざわ ひでのり）4月から生活困窮者自立支援室で皆様と一緒に仕事をする事になりました。前職は秋田労働局でしたので、久しぶりの霞ヶ関での勤務になります。不慣れなことも多いですが、皆様のご意見を聞きながら対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

佐藤 公治（さとう こうじ）令和3年4月より就労支援専門官、長野県社会福祉協議会より参りました。相談者の想い、自立支援機関等の経験を原点により良い支援を目指します。一人もとりこぼす事なく、誰もが生きやすい地域共生社会の未来を切に願い、尽力します。宜しくお願い致します。

阿部 佳之（あべ よしゆき）令和3年4月より座間市から就労支援係長に着任いたしました。社会福祉士、介護福祉士として現場で活動させて頂いた経験なども生かしながら、その方に寄り添った支援を皆さまと考えていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

余語 卓人（よご たくと）3月まで福岡県庁で生活困窮者支援を担当していましたが、4月から室長補佐としてまいりました。このコロナ禍の中、自治体や関係する事業を担当されている現場の皆様のご尽力により、多くの人々の生活が支えられました。あらためて感謝申し上げます。これからも、ともにがんばりましょう！

菅原 太伍（すがわら たいご）令和3年4月より法務省より参りました。これまで、刑務所などの矯正施設に係る仕事をしており、生活困窮者支援には初めて携わることとなりますが、皆様のために精一杯業務に取り組んでいきます。よろしくお願いいたします。

太田 宏美（おおた ひろみ）令和3年4月より入省しました。これまでは利用者宅の訪問や相談業務に従事していました。現場での経験を生かしながら、業務に取り組みたいと思います。よろしくお願いいたします。

濱島 章（はしま あきら）室長補佐をしております濱島と申します。困窮制度の主な担当は、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金になります。コロナ禍においてはどの事業におきましても相談者の増加や受け入れ体制の整備など、自治体等のご担当者にはご尽力いただき、この場を借りて御礼申し上げます。

自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。

長野県の「いま」

～オール長野で取り組む生活困窮者支援～

長野県 健康福祉部地域福祉課 課長補佐兼自立支援・援護係 伊東笑子

長野県社会福祉協議会 相談事業部 主任企画員 中島将

1 生活就労支援センター「まいさぼ」

長野県内には 77 の市町村があります。19 の各市と 58 町村を 9 圏域に分けて自立相談支援機関が設置され、それぞれを生活就労支援センター「まいさぼ」と称しています。その運営支援を長野県と長野県社協が連携して行い、オール長野で本事業に取り組んでいます。自立相談支援事業について、12 市は市社協、3 市及び 58 町村（9 圏域）は長野県社協が受託していますが、特に町村社協を「まいさぼ出張相談所」と位置づけ、初期相談窓口やまいさぼへ相談者をつなぐ機能を担うことで県内あまねく相談が受けられる体制を取っています。

全県で一体的に取り組むにあたっては、各市や郡の福祉事務所との連携を密にするだけでなく、相談支援を直接担う各まいさぼの主任相談支援員が集まる会議を都度開催し、社会状況や政策動向の把握、本制度や他制度理解、必要な社会資源についての検討、本県における困窮者支援の方向性などを共有しています。



2 研修企画チームの設置

本事業においては支援員の相談援助力の向上が欠かせません。本県では、社会状況や支援員のニーズに応じたテーマ別研修、初任、中堅の階層別研修、そして昨年度からは国の後期研修として、主任、相談、就労の職種別研修を実施しています。テーマ別で取り上げた内容は、多重債務、自殺予防、刑余者支援、精神疾患の理解、子どもや家庭へのアプローチなど幅広く、地域の弁護士、保護司、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーなど関係する職種の方にも協力いただくことで、各まいさぼとの関係づくりにもつなげています。

さらに昨年度からは「研修企画チーム」を設置し、チームによる研修企画に取り組んでいます。メンバーは、主任・相談・就労・家計改善の各支援員、まいさぼ出張相談所、県及び県社協の担当で構成し、①研修を受けて実践が変わること、②不安をやりがいいに替えること、③支援員間のつながりをつくること、④個別支援と地域づくりの視点を取り込むこと、⑤相談援助の理念を大切にすること、を企画の基本コンセプトとしています。



3 全県における支援の仕組みづくり

生活困窮者支援においては既存の制度では対応できないことも多くあります。そこで関係機関との協働により社会資源を開発し、全県における仕組みとして構築してきました。

【食糧支援】

まずは食糧支援の仕組みです。県内の一つの社会福祉法人と提携して、フードバンク事業を立ち上げ、セカンドハーベスト・ジャパン及びフードバンク信州から提供された食糧を、県内のまいさぼからの依頼に応じて直接世帯に送付するもので、障がい者の就労支援及び社会福祉法人の地域公益活動として取

り組んでいます。

この事業の利用は、昨年度が 1,746 件、平成 27 年度からの累計では 8,019 件となりました。

【就労支援】

就労支援については「プチバイト事業」の取組があります。ひきこもりなどから就労経験がない方、離職から年数が経過し不安を抱えている方、就職活動が上手くいかず自信を失っている方などを対象とし、体験による社会参加、就労意欲の喚起、仕事内容の適正判断などを目的に、企業・事業所等の協力のもと就労体験していただくものです。

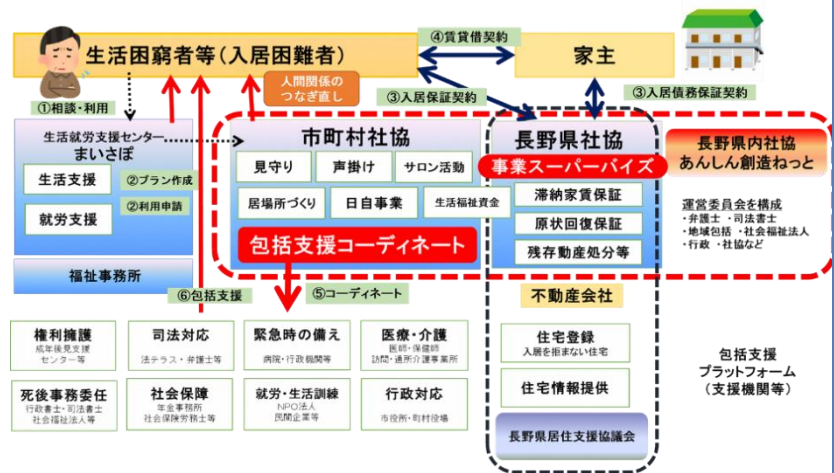
本人へ仕事体験に対する給付（25 時間 2 万円を上限）をしますが、各まいさぼからの申請と報告を長野県社協が受け、社会福祉法人経営者協議会より送金します。財源は経営協に加入する社会福祉法人からの拠出金です。

令和 2 年度は 49 件の利用があり、そのうち 26 件がその後の就労につながっています。また 17 件はプチバイトを体験した先での就労です。（令和元年度は 61 件の利用、39 件が就労につながり、うち 18 件がプチバイト先）。

【住居確保と生活支援】

まいさぼの相談者のなかには、住む場所を必要としているにも関わらず、保証人がいないため住居を確保できない人がいます。生活を営むために住居は必須ですが、身寄りや頼る人がいないために確保することができない状況があります。そこで、県内の社協と協働して入居保証事業を実施しています。この事業は、まいさぼの支援プランに基づき、長野県社協が滞納家賃及び原状回復費用を保証すること、そして市町村の社協が入居者のその後の生活を包括的に支援することにより、保証人がいなくても住居が確保でき、地域での安心した生活が送れることを目的としています。

平成 29 年 10 月の事業開始からの契約累計数は 172 件（令和 3 年 3 月末時点）で、民間賃貸住宅だけでなく、県及び市町村の公営住宅の入居においてもこの事業が利用されています。



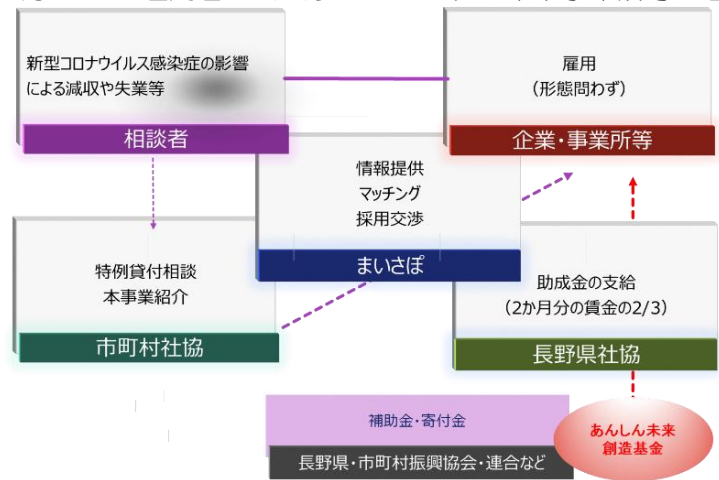
4 コロナ禍における取り組み

世の中はコロナ禍です。感染症拡大の影響により収入の減少あるいは失業された方などに対して、全国の社協が全力で生活福祉資金の特例貸付に取り組んでいます。長野県でもこの 4 月末までに、緊急小口資金 8,980 件（世帯数の 1.07%）、総合支援資金 6,080 件の申込みがありました。総合支援資金は 3 か月間の継続貸付です。加えて 3 か月の延長、さらに再貸付と三度の借入れにより、計 9 か月間にわたり借入れが続く方もいます。感染症の拡大が社会や経済に影響を与え、給付や貸付に生活を頼らざるを得ない世帯があることは事実です。一方、簡易な申請で毎月現金が定額で口座に振り込まれることもまた事実であり、就労への意欲低下が懸念されます。

長野県社協では、このことを早くに認識し、昨年 6 月から「緊急就労支援事業」に取り組んできました。感染症拡大の影響を受け減収や失業した方が、ほかの仕事にチャレンジできるよう、また人手が不足している分野への業種転換の促進なども含みながら、「就労すること」による収入確保と社会参加の

継続を支援しています。この事業は県、市町村、賛同団体などとの官民協働プロジェクトですが、ここでのポイントは、まいさぼによる就労支援に組み込んだこと、特例貸付の相談とのつながりを意識したことです。まいさぼが本人の状況や希望を把握したうえで、雇用の受け入れ先を探しマッチングを行います。また、市町村社協は特例貸付の相談時にお金を借りる以外の手段としてこの事業につながります。

具体的には、雇用後2か月分の給与の3分の2を雇用者に助成することで、企業や事業所等の雇用を促進します。昨年度は6月の事業開始から201件の利用がありました。感染症の拡大が続くなか、業種、業態によって経営状況はますます厳しく、また非正規雇用者を中心にその雇用環境は悪化しています。まいさぼの就労支援として、企業や事業所などに働きかけ、それぞれができる範囲で助け合うことへの理解を求めながら、一人ひとりを支えていく取組を県全体で広く展開しています。



5 社会を創造する実践

「緊急就労支援事業」はコロナ禍の緊急的な官民協働の取組ですが、「フードバンク事業」や「プチャイト事業」、「入居保証事業」など従来からの協働の取組が基盤になっています。いずれも機関や分野を超え、できることを持ち寄りながら行っている任意の事業です。組織・地域や社会に働きかけ、制度に無いものは創造し、社会資源として仕組み化する。それを利用して個をエンパワメントしていく。自立相談支援事業の展開にあっては、個のエンパワメントとそれを可能にする社会を創造する実践が同時に展開されることが望ましいと実感しています。